

(郡山市こおりやま文学の森資料館条例の一部改正)

第44条 郡山市こおりやま文学の森資料館条例(平成11年郡山市条例第39号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(休館日)</p> <p>第6条 資料館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、資料館の休館日を臨時に変更し、又は臨時に設けることができる。</p> <p>(1) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日にあたる時は、その翌日以後の日で休日でない直近の日)</p> <p>(2) 1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日</p> <p>(観覧料)</p> <p>第7条 資料館の常設展(資料品等の常設展示をいう。以下同じ。)を観覧しようとする者は、別表第1に定める常設展観覧料を納入しなければならない。ただし、次項に定める企画展を観覧する場合は、常設展観覧料を無料とする。</p> <p><u>2 資料館の企画展(常設展以外の展示をいう。以下同じ。)を観覧しようとする者は、別表第2に定める企画展観覧料を納入しなければならない。</u></p> <p>(観覧料の免除)</p> <p>第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、観覧料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 指定管理者が行う資料館の設置の目的に寄与する事業であって、市長が認めるものとして観覧するとき。</u></p> <p><u>(3) その他市長が観覧料の免除を適当と認めるとき。</u></p>	<p>(休館日)</p> <p>第6条 資料館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、資料館の休館日を臨時に変更し、又は臨時に設けることができる。</p> <p>(1) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日にあたる時は、その翌日とする。)</p> <p>(2) 1月1日から1月4日まで及び12月28日から12月31日までの日</p> <p><u>(3) 館内整理日(毎月の末日。ただし、その月の末日が前2号に定める日又は日曜日若しくは土曜日に当たる時は、その月内においてその月の末日に最も近いこれらの日以外の日とする。)</u></p> <p>(観覧料)</p> <p>第7条 <u>文学資料等の観覧のため資料館に入館しようとする者は、別表に定める観覧料を納入しなければならない。</u></p> <p>(観覧料の免除)</p> <p>第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、観覧料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) その他市長が観覧料の免除を適当と認めるとき。</u></p>

(利用料金)

第19条 資料館を観覧しようとする者は、指定管理者に対し、資料館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納入しなければならない。この場合において、第7条の規定は適用しない。

2～5 (略)

別表第1 (第7条関係)

常設展観覧料

区分	観覧料（1人1回につき）	
	個人	団体
高校生、大学生又はこれらに準ずる者	170円	70円
一般	200円	150円

備考

- 1 資料館のうち1館への入館につき常設展観覧料を納入した場合は、他の1館への入館に係る常設展観覧料の納入は要しない。
- 2 中学生（中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）の生徒をいう。）以下及び65歳以上の者は、無料とする。

別表第2 (第7条関係)

企画展観覧料

区分	観覧料（1人1回につき）
高校生、大学生又はこれらに準ずる者	そのつど市長が定める額
一般	

備考 資料館のうち1館への入館につき企画展観覧料を納入した場合は、他の1館への入館に係る企画展観覧料の納入は要しない。

(利用料金)

第19条 文学資料等の観覧のため資料館に入館しようとする者は、指定管理者に対し、資料館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納入しなければならない。この場合において、第7条の規定は適用しない。

2～5 (略)

別表 (第7条関係)

区分	観覧料（1人1回につき）	
	個人	団体
高校生、大学生又はこれらに準ずる者	100円	70円
一般	200円	150円

備考

- 1 資料館のうち1館への入館につき観覧料を納入した場合は、他の1館への入館に係る観覧料の納入は要しない。
- 2 「団体」とは、20人以上をいう。
- 3 65歳以上の者は、無料とする。